

松田町南海トラフ地震防災対策推進計画

令和6年5月

松田町安全防災担当室

目次

第1章 基本方針

- 1 はじめに
- 2 南海トラフ地震に関連する情報について

第2章 防災対応

- 1 南海トラフ沿い
- 2 異常な現象に伴う防災対応
- 3 住民の防災対応等
- 4 企業等の防災対応
- 5 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第3章 推進計画

- 1 目的と位置付け
- 2 推進計画に記載すべき事項
- 3 地震防災上緊急に整備すべき施設等
- 4 津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助
- 5 本部活動及び関係者との連携協力の確保
- 6 時間差発生等における円滑な避難の確保
- 7 防災訓練
- 8 地震防災上必要な教育及び広報
- 9 津波避難対策緊急事業計画の基本となる事項

第1章 基本方針

1 はじめに

1970年代「東海地震」は、地震発生直前に予知の可能性がある我が国唯一の地震とされ、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、変化が観測された場合「東海地震に関する情報」を発表する計画でした。しかしながら、平成29年東日本大震災を受けて、最新の科学的知見から防災方針の転換が行われました。現在の科学では「確度の高い地震の予測はできない」とされ、東海地震に関する各種発表は中止しています。

平成29年11月から、南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されています。発表の内容は「予測」ではなく「地震発生後の評価情報」となります。

平成31年3月に、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が公表されました。

これを受け気象庁では、令和元年5月より「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表しています。（※）

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合に国は、県や町に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨を周知することとしています。

本計画は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内で大規模地震の可能性が相対的に高まったと評価された場合などに、町の防災対応を定めるものです。

2 南海トラフ地震に関連する情報について

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報については次のとおりです。

- ・「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- ・「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- ・「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は次の表のとおり。

南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上※1 の地震※2 が発生 ・1 力以上のひずみ計※3 での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<p>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <u>8.0 以上</u>※4 の地震が発生したと評価した場合</p>
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上※2 の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<p>（巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>

※1：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2章 防災対応

1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。

(1) 半割れケース（大規模地震・被害甚大）

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

(2) 一部割れケース（前震可能性地震・被害限定）

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

(3) ゆっくりすべりケース（被害なし）

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。

2 異常な現象に伴う防災対応

(1) 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
ア 半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
イ 一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ウ ゆっくりすべりケース	

出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(平成31年3月内閣府)

(2) 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想

定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

ア 巨大地震警戒対応（半割れケース）

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ次のような対応を行います。

- ・日頃からの地震への備えを再確認します。
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難します。
- ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難します。

(ウ) 地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行います。

(エ) 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

イ 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

(ア) 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
状況に応じて防災対応を準備・開始します。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合

最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。

(ウ) 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

ウ 「南海トラフ地震臨時情報」の流れのイメージ



0秒	異常な現象（地震）の発生
数秒	緊急地震速報
1.5～2分後	地震速報
2～3分後	津波警報・注意報（第1報）
	津波情報（津波到達予想時刻・予想津波の高さ情報）
	津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻情報）
5分後	震源・震度情報（震度3以上を観測した地域名、市町村名）
	津波情報、津波観測情報、沖合の津波観測情報以降、随時発表
	各地の震度情報（震度1以上を観測した地点名）
15分後	津波警報・注意報（更新報）
20分後	長周期地震動情報、その他の情報（地震回数、顕著な地震の震源要素更新のお知らせ、地震の活動状況等情報）
30分後	南海トラフ地震臨時情報（調査中）想定されている大規模地震の発生可能性について調査を開始した旨などを発表
1～2時間後	気象庁記者会見（最初の地震についての解説）
	津波警報・注意報（一部解除）（全解除）
最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
	大規模地震の発生可能性が相対的に高まっている旨などを発表
	国から県・町への指示及び国民に対する周知→日頃からの備えの再確認、津波の可能性が高い地域は一週間避難を継続
2.5時間後	気象庁記者会見（大規模地震の発生可能性の開設）
1週間後	国から国民に対する呼びかけ→避難は解除し、日頃からの備えの再確認する等一週間地震に備える旨などを発表
2週間後	国から国民に対する呼びかけ→地震の発生に注意しながら通常的生活を行う旨を発表
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表	

(3) 臨時情報に対応した防災体制

県と町は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとります。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次のとおり対応します。

ア 県内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。

イ 県内で地震等が発生していない場合

次表に定める基準に基づき体制をとります。なお、県は災害対策本部会議又は危機管理対策会議において体制を決定した場合は、その決定によります。町は県の体制に準じます。

気象庁が発表する情報	県の配備体制（基準）	町の配備体制（基準）
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【通常体制】 ・情報収集を行う。	【事前配備（監視体制～準備体制）】 ・情報収集を行う。 ・連絡体制を確保。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【災害対策本部体制（第一次）】 ・総理指示を市町村等へ伝達を行う。 ・知事メッセージを速やかに発出する。	【2～3号配備】 ・災害対策本部設置。 ・警戒及び非常体制を確立。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	【応急体制（第一次）】 ・危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、情報共有とともに今後の対応を検討する。 ・知事メッセージを速やかに発出する。 ・巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策本部体制を維持する。	【1号配備】 ・災害対策本部設置。 ・初動体制を確立。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了している場合	【体制解除】 ・通常体制へ移行。

3 住民の防災対応等

町は、県が設置する「神奈川県災害対策本部」と連絡体制を確保し、国や県の情報を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震への備えを図ります。

また、地震への備えについて、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行います。

(1) 日頃からの地震への備えの周知啓発等

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合

- ・住民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促します。
- ・直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情

報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努めます。

- ・国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。
- ・発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

イ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時に取るべき対応



- ※1 南海トラフの想定震源域またはその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生または南海トラフの想定震源域のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合
- ※2 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過した時

(2) 津波からの避難対策

松田町では津波がありませんので参考として記載します。南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本県が離れている場合でも、本県を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されます。沿岸市町では地域防災計画に基づき、避難指示等を発令し住民等の避難を呼びかけます。

ア 避難対象地域の設定

津波避難対策特別強化地域内の市町は、国の南海トラフ地震津波浸水シミュレーションやガイドラインを参考に、地震が発生してからでは避難が間に合わない地域を事前避難対象地域として設定します。設定に当たっては、要配慮者のみが避難を要する地域、健全者も含むすべての住民が避難を要する地域など、避難対象者の特性に応じて検討します。

イ 避難対象地域における避難の継続

沿岸部に発表されていた大津波警報や津波警報が津波注意報に切り替わった場合、沿岸市町は後発地震に備え、事前避難対象地域に避難指示等を発令し巨大地震警戒対応を行う1週間を目途に住民の避難を継続します。

(3) 土砂災害等に対する防災対応

町は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、住民の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

ア 土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること。

イ 住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること。

(4) 事前避難

町は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

ア 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること。

イ 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること。

ウ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること。

また、町は後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所の確保に努めます。

4 企業等の防災対応

(1) 防災対応の基本的な考え方

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、日頃からの地震への備えを再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。

イ 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員などの生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施します。

ウ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置などの施設点検を確実に実施します。

エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努めます。

(2) 防災対応の検討

企業等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された際に取るべき防災対応について、次のような事項について検討し防災等の計画への反映に努めます。

ア 大規模地震に備えたBCPを確認します。未策定の企業は策定に努めます。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に想定されるライフラインの状況、事前避難対象地域、自社が置かれている位置における住民の避難行動などを確認し、取引先の営業停止、出勤可能な従業員の減少など、企業活動への影響を想定します。

ウ 企業等の特性や地理的な条件を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時に実施する防災対応を検討します。

(ア) 人的・物的な資源が一部制約されるなかでの必要な事業を継続させるための措置

(イ) 後発地震に備えた対応の検討

- ・日頃からの地震への備えの再点検
- ・施設・設備などの点検
- ・従業員・来所者等の安全確保
- ・普段以上に警戒する措置（輸送ルートの変更、燃料の満タン化等）
- ・地域への貢献（物資の提供など）

(3) 関係機関のとりべき措置

ア 警備対策

県警察が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

(ア) 情報の収集・伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施します。

- ・町が行う南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達への協力
- ・各種情報の収集

- ・関係機関との相互連絡

(イ) 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確な情報
- ・道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ・自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき行動の要領
- ・犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- ・不法事案を防止するための正確な情報
- ・その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(ウ) 社会秩序維持

南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

- ・正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- ・民心の不安を助長する暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- ・危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- ・避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- ・避難場所、重要施設等の警戒
- ・民間防犯活動等に対する指導

イ 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めます。臨時情報が発表された場合、住民に対して、冷静な対応を呼びかけるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めます。

ウ 道路

- (ア) 県警察は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領を定め、住民に周知します。また、住民事前対象避難地域内における車両の走行の自粛については、平時から広報などに努めます。
- (イ) 県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供します。また、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図ります。

エ 鉄道事業者等

- (ア) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達します。
- (イ) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施します。津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとります。事前避難対象地域については、津波による危険性の回避措置を確実に実施します。

オ 学校、社会福祉施設等

- (ア) 幼稚園、学校等は、その置かれている状況など、実態に即して、児童生徒等の保護の

方法等を定めます。事前避難地域に置かれている場合は、休校等、児童生徒等の安全確保を図ります。

- (イ) 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法などについて、施設の種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、対応方法を定めます。
- (ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者等を具体的に定めます。

カ その他

その他、各分野、各事業者において、国のガイドラインや南海トラフ地震防災対策推進基本計画等を参考に、防災対応を定めるよう努めます。

5 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断します。また、必要により立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強などの地震の防止対策を行うものとします。

第3章 推進計画

1 目的と位置付け

町は、平成26年3月の中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されました。国は中央防災会議が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を作成するとともに、町は「南海トラフ地震防災対策推進計画」の作成を義務付けされています。

2 推進計画に記載すべき事項

- ①地震防災上緊急的に整備すべき施設等
- ②津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助
- ③関係者との連携協力の確保
- ④時間差発生等における円滑な避難の確保
- ⑤防災訓練
- ⑥地震防災上必要な教育及び広報
- ⑦津波避難対策緊急事業計画の基本となる事項

3 地震防災上緊急に整備すべき施設等

(1) 施設等の整備方針

ア 町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、町公共施設等総合管理計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施します。

イ 町は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮します。

ウ 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行います。

エ 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮します。

(2) 建築物、構造物等の耐震化

ア 町有施設の耐震化

町は、庁舎、避難所等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の町有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行います。

イ 一般建築物耐震化の促進

町は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努めます。

(3) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

避難地（避難所、広域避難場所等）、避難経路、消防用施設等及び消防用資機材、老朽住宅密集地、緊急交通路、社会福祉施設、公立小・中学校等、飲料水を確保する施設等

4 津波からの防護、円滑な避難及び迅速な救助

本町は海岸を有しないため、法第10条の規定に基づく、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域は存在しません。しかしながら、強化指定地域であり、沿岸部の支援をする立場から、津波に関して次の通り必要な防災教育を行います。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的に取るべき行動

5 本部活動及び関係者との連携協力の確保

(1) 災害対策本部の設置等

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに松田町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置・運営します。

(2) 本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、松田町災害対策本部条例及び第1編第3章「1. 災害対策本部の設置」に準じます。

(3) 災害応急対策要員の参集

ア 参集・配備計画

災害応急対策要員の参集・配備は、第1編第3章「3. 職員の動員」に準じます。なお、勤務時間外に南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、各所属長等は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、職員の登庁状況に合わせ勤務時間外の過渡的措置として、順次応急的な組織編成を行い、正規の編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施します。

イ 自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めます。

(4) 地震発生時の応急対策等

ア 情報の収集・伝達

町は、町内関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集します。その際、本部会議において当該災害が、町自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害であると判断された場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めます。震災時における通信連絡その他必要な事項は、第1編第3章「6. 通信」に準ずる。なお、地震や被災状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることも考慮し、一つの手段に支障がでてでも対応できるように支援体制をとるとともに、多ルート化を図ります。

イ 消火・救助救急・医療活動

消火活動・救助救急活動・医療活動は、第1編第3章「22. 消防活動」「25. 災害救助」「13. 医療救護」に準じます。

ウ 輸送活動

第1編第3章「16. 緊急輸送対策」に準じます。

(5) 物資調達

- ア 町その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄及び調達に関する計画を作成します。
- イ 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して不足分の供給要請を行います。

(6) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、河川堤防、ポンプ場、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設や土砂災害危険箇所の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めます。

(7) 二次災害防止等

町、関係事業者等は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、町は、県の助言を得て、倒壊物の飛散等による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講じます。なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮します。

(8) 保健衛生活動・防疫活動

第1編第3章「14.防疫・衛生」に準じます。

(9) 帰宅困難者対策

大規模地震等により交通機能が停止した場合、町内の駅等において、帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、町は公共交通機関や事業者と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について検討します。

(10) 資機材、人員等の配備手配

ア 物資等の調達手配

(ア) 災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。第1編第3章「9.物資供給」に準じます。

用途の目安	品目の目安
事務処理設備	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
情報収集・連絡手段	ラジオ、TV、携帯電話、拡声器、広報車
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明、電源	ライト、ランプ、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類

(イ) 県に対する物資等の供給要請

町は、県に対し、物資等の確保状況を速やかに報告をします。また、町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅客、ドライバー等（以下「旅客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、県が保有する物資等の払出し等の措置及び自治体間の斡旋等を要請します。

イ 人員の配備

町は、県に対し人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、県職員等

の派遣及び他自治体職員応援派遣あつせん等の措置をとるよう要請します。

ウ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

町は、地震が発生した場合において、第1編第4章に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行います。

(1 1) 他機関に対する応援要請等

ア 応援協定の運用

町は、必要があるときは、他の自治体と締結している次の応援協定に従い応援を要請します。協定内容は、資料編「協定一覧」によります。

イ 自衛隊の災害派遣要請の要求等

町は、必要があるとき、県に対し次の事項を明らかにして自衛隊災害派遣要請を要求します。

- ・災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、第1編第3章「28. 自衛隊派遣要請」に準じます。

(1 2) 消防、警察の広域応援の受入れ

町は、消防、警察の広域応援の受入れについて、県から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努めます。

6 時間差発生等における円滑な避難の確保

(1) 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応方針

町は、初震と余震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、町民意識の啓発に努めます。また、連続発生を考慮した地震災害対策本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成します。

(2) 応急危険度判定の迅速化等

町は、県等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することなどにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定や危険区域調査を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行います。

7 防災訓練

(1) 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

町及び関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び町民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施します。その内容は、南海トラフ地震発生に関する情報の収集・連絡その他の災害応急対策を計画します。

(2) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言

と指導を求めるとともに、防災関係機関や自主防災組織等と連携して、次のような実践的な訓練を行います。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 南海トラフ地震に関連する情報等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

オ 緊急地震速報の発令時を想定した訓練

(3) 学校における防災訓練の実施

ア 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。

イ 避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援する必要がある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮する。

ウ 林間学校や校外学習等で（町外の）海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

8 地震防災上必要な教育及び広報

(1) 家庭での防災対策の周知徹底

町は、町の有する様々な広報手段、知識の普及機会において町民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において自ら災害に備えるための手段を講じるよう次の項目について、その周知徹底に努めます。

ア 事前の備え

- ・すまいの安全のチェック

専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。

家具の転倒防止対策等を実施する。

- ・家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

イ 防災知識・技術の修得

自ら積極的に消火・救急救助訓練等の各種講座に参加し、知識・技術を習得する。

ウ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食糧や水の備蓄は、家族構成を考えて最低7日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

エ 災害時の行動に関する心構え

- ・地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。
- ・あわてて外に飛び出さない。
- ・揺れが収まった後、火元の始末を確認する。
- ・避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- ・ブロック塀には近づかない。

- ・はきなれた靴を履いて外に出る。
- ・自動車での避難はしない。

オ 地域での防災活動への積極的参加

町民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、第1編第1章「6.町民・自主防災組織・事業所の役割」に準じます。

(2) 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において事業継続計画（BCP）や災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めます。

(3) 防災教育の実施

ア 町職員に対する教育

町は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の必要な防災教育を行います。

- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（必要に応じて津波）に関する知識
- ・地震（必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- ・地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・職員等が果たすべき役割
- ・地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- ・家庭内での地震防災対策の内容
- ・緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

イ 住民等に対する教育及び広報

(7) 町は、町民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めます。

(イ) 町は、防災関係機関、自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。また、自主防災組織の活動を活発にするため、中核となる防災リーダー等の育成を図ります。

(ウ) 防災教育は、次の事項や地域の実態に応じて行います。

- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（津波）に関する知識
- ・地震（津波）に関する一般的な知識
- ・地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動要支援者への配慮、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ・正確な情報入手の方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地区における災害危険箇所（土砂災害危険箇所、既往災害箇所、浸水想定区域、軟弱地盤等）に関する知識
- ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・平素から町民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容

- ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ・南海トラフ地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項
- ・緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

ウ 教育方法は、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた具体的な手法により、実践的な教育を行います。

エ 町は、県及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布し、避難誘導看板を設置する等して、危険箇所、避難場所、避難経路等についての広報を行います。

オ 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校等において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- ・過去の地震（必要に応じて津波災害）の実態
- ・地震（必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

(4) 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県が実施する研修に参加するよう努めます。

(5) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ります。

9 津波避難対策緊急事業計画の基本となる事項

該当は、ありません。